平成２４年（フ）第１７５５号
愛知県愛西市町方町南堤外１番地１
債務者　加藤　昌代（旧姓三輪）
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８８２号
名古屋市中川区東起町４丁目12番地　宝東起ハイツ211号
債務者　加藤　咲江（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３８号
岡山県倉敷市徳芳1001番地２
債務者　中嶋　祥文
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第３１９号
高知市上町２丁目４番１号　上町ハイツ702
債務者　野口　征子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３３４号
高知市天神町４番11号
債務者　杉本　昌子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３３５号
高知県土佐市高岡町甲1018番地　さんようハイツＢ―203
債務者　鳴瀧　和也
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３３６号
高知県土佐市高岡町甲1018番地　さんようハイツＢ―203
債務者　鳴瀧　美佐
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１００号
栃木県佐野市堀米町3908番地１　光英ハイツ103
債務者　萱野紀美子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第５５３号
東京都小平市小川西町５丁目10番12号
債務者　山田　裕司
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月29日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９４４号
東京都青梅市和田町１丁目407番地の１メゾン久保102
債務者　大倉　潤二（旧姓高原）
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１６号
栃木県小山市若木町３丁目11番７号　ベルコーポレーション206号
債務者　鈴木　幸雄
1　決定年月日時　平成24年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第３６８号
川崎市川崎区殿町１丁目12番15号　小島荘
債務者　磯　　義隆
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４２３号
川崎市中原区下小田中３丁目33番20号　ハイツ山口102、前住所川崎市高津区千年新町29番地８
債務者　竹中知夏子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４２６号
川崎市高津区末長246番地１　南外コーポ203
債務者　加賀　晶彦
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４６２号
川崎市幸区南加瀬２丁目２番18号　レオパレスヨロズヤＤ203、前住所神奈川県藤沢市本町１丁目10番３～101号
債務者　勝倉　　卓
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４６３号
川崎市幸区紺屋町６番地　モノウハイツ202
債務者　関根　弘幸
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係